

教育委員会定例会（平成27年3月）会議録

1 日 時	平成27年3月24日（火）13:30～14:00
2 場 所	新居浜市庁舎3階 応接会議室
3 出 席 者	委 員 長 長野 美和子 委 員 三木 由紀子 伊藤 嘉秀 宮内 文久 教 育 長 阿部 義澄 事務局長 木村 和則 総括次長 眞鍋 育朗 次 長 横井 邦明
4 記録者氏名	社会教育課 岡部 文仁
5 会議の概要	<報告> 報告第4号 専決処分の報告について（平成27年度補正予算[第1号]の議案送付について） 報告第5号 専決処分の報告について（平成26年度補正予算[第8号]の議案送付について） <議案> 議案第17号 新居浜市教育委員会事務局処務規則及び新居浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について 議案第18号 新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について 議案第19号 新居浜市総合文化施設処務規程の制定について 議案第20号 新居浜市美術館処務規程の制定について 議案第21号 教育委員会事務局職員の人事異動について

<p>長野委員長</p>	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただいまから平成27年第3回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、三木委員さん、宮内委員さんをお願いいたします。</p> <p>報告に移ります。</p> <p>報告第4号「平成27年度補正予算(第1号)の議案送付について」、報告第5号「平成26年度補正予算(第8号)の議案送付について」は関連した内容ですので、事務局からまとめて説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>専決処分いたしました、報告第4号 平成27年度補正予算(第1号)及び報告第5号 平成26年度補正予算(第8号)の議案送付について、関連がございますので、一括してご説明いたします。</p> <p>まず、平成27年2月議会(27年度一般会計補正予算(第1号))についてですが、議案書の2ページ及び平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。</p> <p>第10款 教育費の 第1項 教育総務費につきまして、814,781千円から18,657千円を減額し、796,124千円とし、教育費総額を5,016,436千円とするものでございます。</p> <p>次に、目の行政目的に添ってご説明いたします。17ページをお開きください。</p> <p>学力向上学習支援事業費のうち、放課後まなび塾実施に係る通信運搬費、手数料、放課後まなび塾実施委託料につきまして、国の地方創世の補正に伴いまして、平成26年度の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の対象事業となりますことから、平成26年度予算から18,657千円の減額補正を行うものでございます。</p> <p>次に、平成26年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)についてですが、議案書の4ページ及び平成26年度補正予算書の3ページをお開きください。</p> <p>第10款 教育費の 第1項 教育総務費につきまして、996,249千円に18,657千円を増額し、1,014,906千円とし、教育費総額では、4,199,453千円とするものでございます。</p>

	<p>次に、4ページをお開きください。</p> <p>第2表 繰越明許費補正追加につきましては、第10款 教育費の教育総務費、学力向上学習支援事業費につきまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の対象事業となりますことから、平成26年度に計上し、平成27年度に繰り越し措置しようとするものでございます。</p> <p>次に、目の行政目的に添ってご説明いたします。26ページをお開きください。</p> <p>学力向上学習支援事業費のうち、放課後まなび塾実施につきましては、先ほど申しあげました、交付金の対象事業となりますことから、通信運搬費、手数料、放課後まなび塾実施委託料の計18,657千円の増額補正を行うものでございます。</p>
長野委員長	<p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
宮内委員	<p>これは、今年度単独なのですか。それとも、平成27年、28年度と国の補助金を継続してもらえるものなのですか。</p>
木村事務局長	<p>国の補正予算の成立を受けて、その予算が地域に回ってきたのですが、平成27年度についても補正予算が組まれるのかどうかは鍵になると思います。</p>
長野委員長	<p>その他に、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
	<p>次に、議案審議に入ります。</p>
	<p>本日の議案は、議案第17号から第21号までの5議案ですが、第21号は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第37条の規定により、この会の最後に非公開（秘密会）で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
長野委員長	<p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p>

<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>それでは、議案第17号「新居浜市教育委員会事務局処務規則及び新居浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第17号、「新居浜市教育委員会事務局処務規則及び新居浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の制定についてご説明申し上げます。議案書の6ページから9ページをお目通しください。</p> <p>第1条「新居浜市教育委員会事務局処務規則」の一部改正につきましては、同規則の別表において規定しております「課の事務分掌」について、社会教育課の事務中、地域交流センターの名称を交流センターに、また、総合文化施設が設置されますことからスポーツ文化課の事務中に、「総合文化施設に関すること。」を追加するとともに、あわせて文言整理を行おうとするものでございます。</p> <p>次に、第2条「新居浜市教育委員会公印規則の一部改正につきましては、教育委員会に、委員長が置かれなくなるにより教育委員長印を廃止し、また、地域交流センターを交流センターに変更したことにより印を交流センター所長印に変更するとともに、所要の改正を行おうとするものでございます。</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行したいと考えております。なお、附則におきまして、教育委員会に委員長が在職する場合、改正前の現行規定が、なお効力を有することとする経過措置を規定しようとするものでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第17号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、承認をさせていただきます。</p> <p>次に、議案第18号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>たします。</p> <p>議案第18号、「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規定の一部を改正する規程」の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の10ページから11ページをお目通しください。</p> <p>今回の改正につきましては、議案第17号と同様に地域交流センターを交流センターに変更したこと、また、総合文化施設が設置されますことから「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程」第6条におきまして、規定しております「教育施設の長等の専決事項」につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。</p> <p>なお、この規程は、平成27年4月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしく願います。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第18号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、承認をさせていただきます。</p> <p>次に、議案第19号「新居浜市総合文化施設処務規定の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>横井次長兼スポーツ文化課長</p>	<p>議案第19号「新居浜市総合文化施設処務規程の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページから14ページをお目通しください。</p> <p>総合文化施設の設置に基づき、処務規程を制定しようとするものでございます。</p> <p>規程の内容といたしましては、第1条では、趣旨について、第2条では、所管事務として、新居浜市総合文化施設設置及び管理条例第2条に規定する事業に伴う事務以外の事務内容について、第3条では組織について、第4条では職員について、第5条では職務について、第6条では勤務時間について、第7条では休憩時間について、第8条では週休日について、第9条では勤務時間及び休憩時間の特</p>

	<p>例について、第10条では、簿冊の整備について、第11条では、その他としてこの規程に定めるもののほか、事務処理及び服務に関しては、教育委員会事務局の例によることを規定しております。</p> <p>なお、この規程は、平成27年4月1日から施行いたしますが、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成27年7月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしく願います。</p>
長野委員長	<p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
宮内委員	<p>総合文化施設の中に館長ができて、その館長が美術館の館長も兼ねるといことなのですね。</p>
横井次長兼スポーツ文化課長	<p>処務規程上は、総合文化施設にも、美術館にも館長を置くという規定にはなっております。</p>
宮内委員	<p>第5条の「館長は、館務（美術館を含む。）を掌理する。」というのは、総合文化施設の中に美術館が位置付けられているという意味ですか。</p>
横井次長兼スポーツ文化課長	<p>条例等の法律規定は並列して、総合文化施設と美術館を定めております。しかし、実際は、おっしゃられたように、総合文化施設の中に美術館が位置付けられているという形をとりますので、その館長ということでこのような規定になっております。</p>
長野委員長	<p>それでは、議案第19号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
長野委員長	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>次に、議案第20号「新居浜市美術館処務規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
横井次長兼スポーツ文化課長	<p>議案第20号「新居浜市美術館処務規程の制定について」ご説明いたします。</p>

	<p>議案書の15ページから17ページをお目通しください。</p> <p>美術館の設置に基づき、処務規程を制定しようとするものでございます。</p> <p>規程の内容といたしましては、第1条では、趣旨について、第2条では、所管事務として、新居浜市美術館設置及び管理条例第2条に規定する事業に伴う事務以外の事務内容について、第3条では組織について、第4条では職員について、第5条では職務について、第6条では課長の専決事項について、第7条では勤務時間について、第8条では休憩時間について、第9条では週休日について、第10条では勤務時間及び休憩時間の特例、第11条では、簿冊の整備、第12条では、その他としてこの規程に定めるもののほか、事務処理及び服務に関しては、教育委員会事務局の例によることを規定しております。</p> <p>なお、この規程は、平成27年4月1日から施行いたしますが、第7条、第8条及び第9条の規定は、平成27年7月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
長野委員長	ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。
宮内委員	この美術館の休館日はやはり月曜日ですか。
横井次長兼スポーツ文化課長	<p>現段階では、休館日は月曜日の予定です。しかし、この処務規程には、休館日は規定しておらず、また施行規則等で規定することになると思います。ここで、あくまで規定しているのは、月曜日及び職員が指定する1の曜日を週休日として所属長が与えることを規定しております。</p>
長野委員長	<p>それでは、議案第20号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>
長野委員長	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p>

	<p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--	---